

テーマ	異常気象時通行規制基準の改定
-----	----------------

事業分野	道路
------	----

異常気象時通行規制基準の改定

目的

- (1) 異常気象時通行規制とは、異常気象(異常降雨など)時に、道路管理者が土砂崩れなどの危険性がある区間に対して、雨量に基づく規制基準を設定して、通行止めを行うことです。
- (2) 異常気象時における通行規制区間(事前通行規制区間)でも、改良が進み安全性が向上した区間が増えています。現行の通行規制雨量を超過しても災害が発生していない実績を整理し、安全性を見極めたうえで、規制基準を改定し、一層スムーズな道路交通を確保することを目的とします。

内容

- (1) 現地踏査・点検による道路防災マップの作成
- (2) 資料の収集と解析(雨量・規制実績・被災履歴等)
- (3) 事前通行規制区間の改定方針案の作成
- (4) 異常気象時通行規制改定に関する委員会の運営補助

私どもが行う業務は、上記の資料作成及び委員会の運営補助を行い、お客様がスムーズに規制基準の改定を行えるよう、お手伝いをすることです。



技術ポイント

- (1) 道路の現況を点検・把握し、道路防災マップを作成します。これにより法面、擁壁、盛土、溪流などの安全性を確認し、必要に応じて対策工の提案を行います。
- (2) 過去の降雨状況や被災履歴を収集・解析することにより、通行規制基準改定の妥当性や適正基準値を検討します。
- (3) 道路ネットワークや迂回路状況を整理することにより、規制基準改定の便益を算定します。
- (4) これらを取りまとめ、「事前通行規制区間の緩和・解除方針(案)」を作成し、委員会に諮ります。

日本工営株式会社

お問合せ	内容に関するご質問は、以下のページからお問い合わせ下さい。
	URL http://www.n-koei.co.jp/contact/

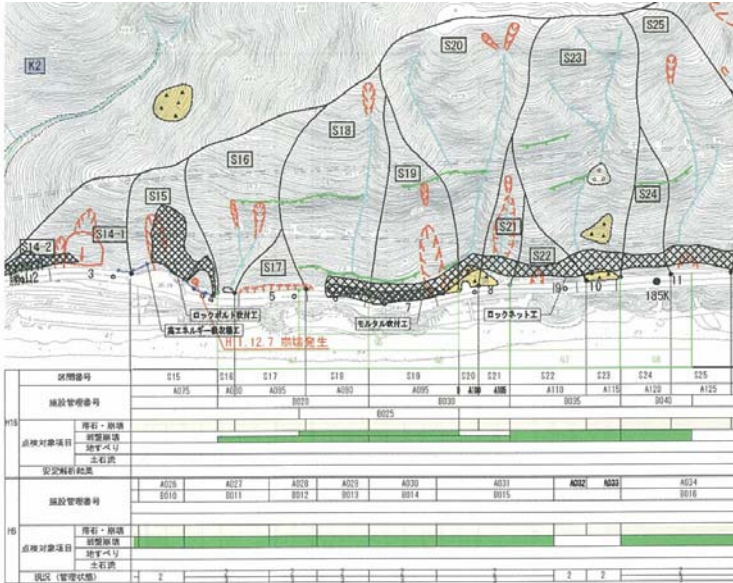


図-1 防災マップの事例

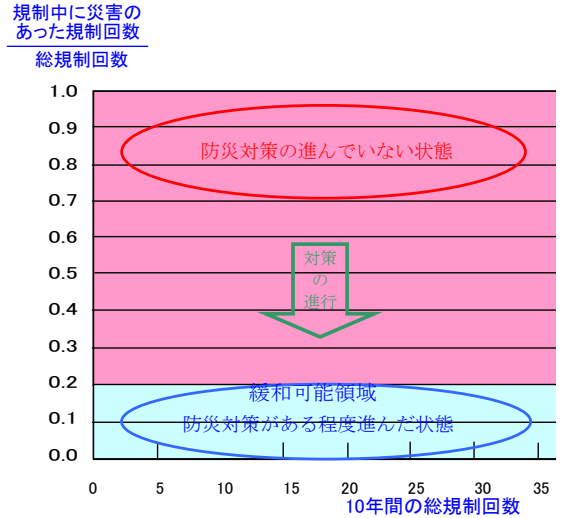
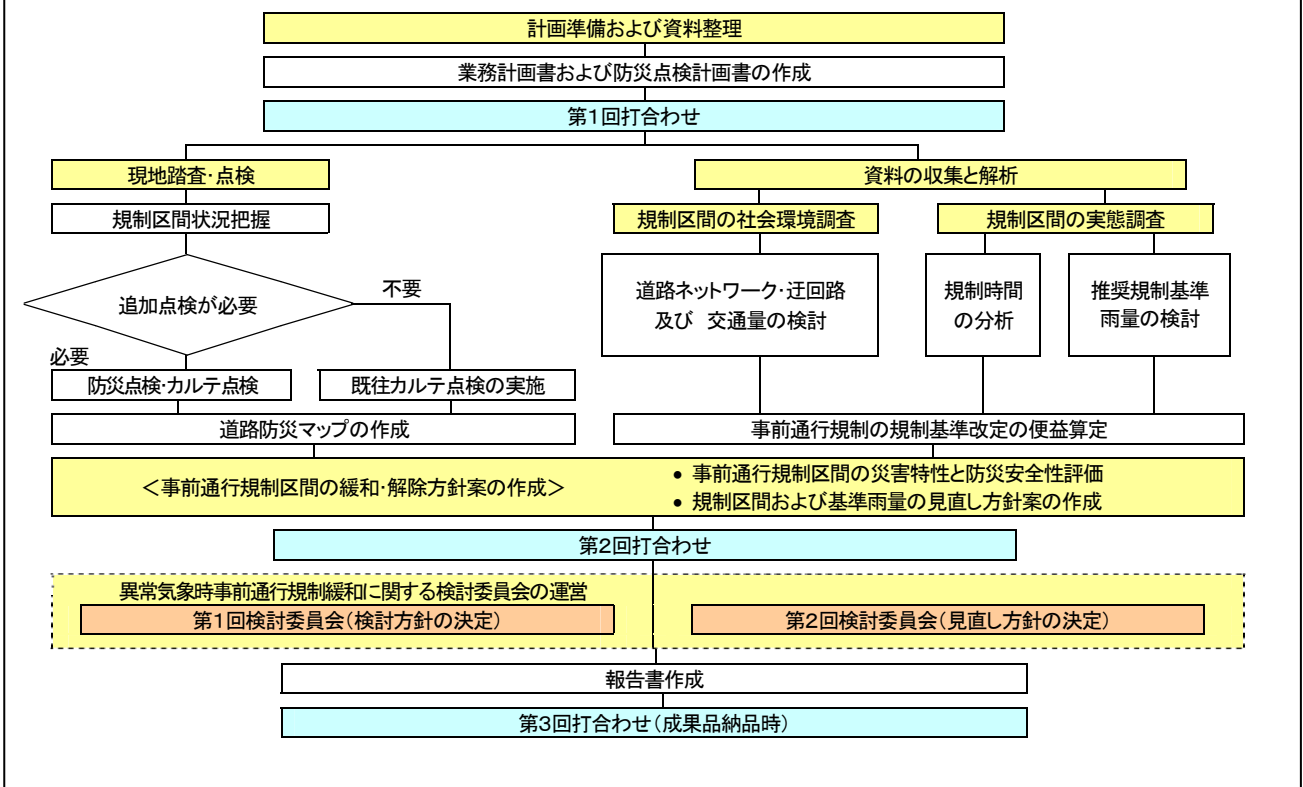


図-2 規制区間分析の一例

業務の流れ

「異常気象時通行規制基準の改定」の作業の一例



業務実績

平成 19 年度

- ・異常気象時通行規制基準改定検討業務 自治体
- ・事前通行規制区間における規制緩和可能性の検討業務 自治体